

地方空港等受入環境整備事業費補助金 (空港受入体制強化支援事業)

人材育成の推進

【応募要領】

〔 目 次 〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象経費
4. 補助要件
5. 補助率
6. 応募手続きの概要
7. 事業のスキーム
8. 審査結果の通知
9. 交付決定
10. 補助金の交付
11. 交付決定後の注意事項
12. 反社会的勢力との関係が判明した場合
13. その他

1. 事業の目的

空港受入体制強化支援事業＜人材育成の推進＞（以下「本補助金」という。）は、航空・空港関係事業者が実施する新規採用者の教育・訓練の推進に要する経費の一部を補助することにより、インバウンド需要に国内各地で対応するとともに、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港業務の体制強化を図ることを目的とします。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、地方空港等受入環境整備事業費補助金（空港受入体制強化支援事業＜人材育成の推進＞）交付要綱に従って行うものです。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、本邦航空運送事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者、空港において地上取扱業務に関連する者及び協議会等とします。

※協議会とは、複数の航空・空港関係事業者等により構成される協議会又は団体になります。

3. 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下の A から C の条件をすべて満たす、以下の経費とします（教育・訓練対象者及び内部講師の人件費並びに外部講師への謝金に係るものを除く）。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払い金額が確認できる経費

補助対象経費のうち、教育・訓練対象者及び内部講師に係る経費並びに外部講師への謝金に係るものは、以下の A から C の条件をすべて満たす、以下の経費とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に実施された教育・訓練に係る経費
- C. 証拠書類等によって当該教育・訓練の実施及びその内容が確認できる経費

- ・補助事業項目
人材育成の推進

※補助事業項目の詳細については補助金交付要綱別表を参照のこと。

4. 補助要件

(1) 航空・空港関係事業者が空港単位で実施する事業

以下に掲げる関係者で構成される空港毎の会議体（以下「空港 WG」という。）において、「空港業務体制強化事業計画※」に位置付けて策定し、議決を受けなければなりません。

（空港 WG 構成員）

- ①空港管理者
- ②空港運営権者（コンセッション空港の場合に限る。）
- ③航空局
- ④都道府県
- ⑤航空・空港関係事業者
- ⑥その他空港業務の体制強化に必要な者

(2) 航空・空港関係事業者が共同及び複数空港で実施する事業（前項の計画に記載されている事業を除く。）

航空・空港等における人材育成等に係る広域的な施策を実施するための計画（以下「人材育成等対策広域事業計画※」）を策定しなければなりません。

※ 計画記載事項等については、補助金交付要綱を参照のこと。

5. 補助率

補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額以下の額。

6. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

令和7年7月29日（火）～令和7年9月16日（火）17時【必着】

(2) 提出先（お問い合わせ先）

担当部署	お問い合わせ先
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空事業課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話：03-5253-8706（直通） メール：hqt-aviation-hojo@gxb.mlit.go.jp

(3) 提出方法

書類等の提出は E メールで行ってください。

(4) 提出書類

①交付申請書

- ・ 交付要綱に定める様式第 1 及び様式第 1 別紙に必要事項を記載してください。
- ・ 交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。

※ 消費税等仕入控除額とは

補助対象事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

②事業概要

- ・ 事業概要について、本応募要領に定める別紙に必要事項を記載してください。
- ・ 事業の効果については、定量的な K P I 目標を具体的に記載してください。

③工程表

- ・ 事業期間（交付申請書の提出から完了実績報告書の提出まで）を示す工程表（様式任意）

④空港業務体制強化事業計画又は人材育成等対策広域事業計画

- ・ 応募する事業が位置付けられた計画を添付してください。
- ・ 議決日、議決内容が分かる資料を添付してください。（様式任意）
- ・ 空港業務体制強化事業計画については、空港 WG 等必須構成員を含む全構成員が参画していることが分かる資料を添付してください。（様式任意）

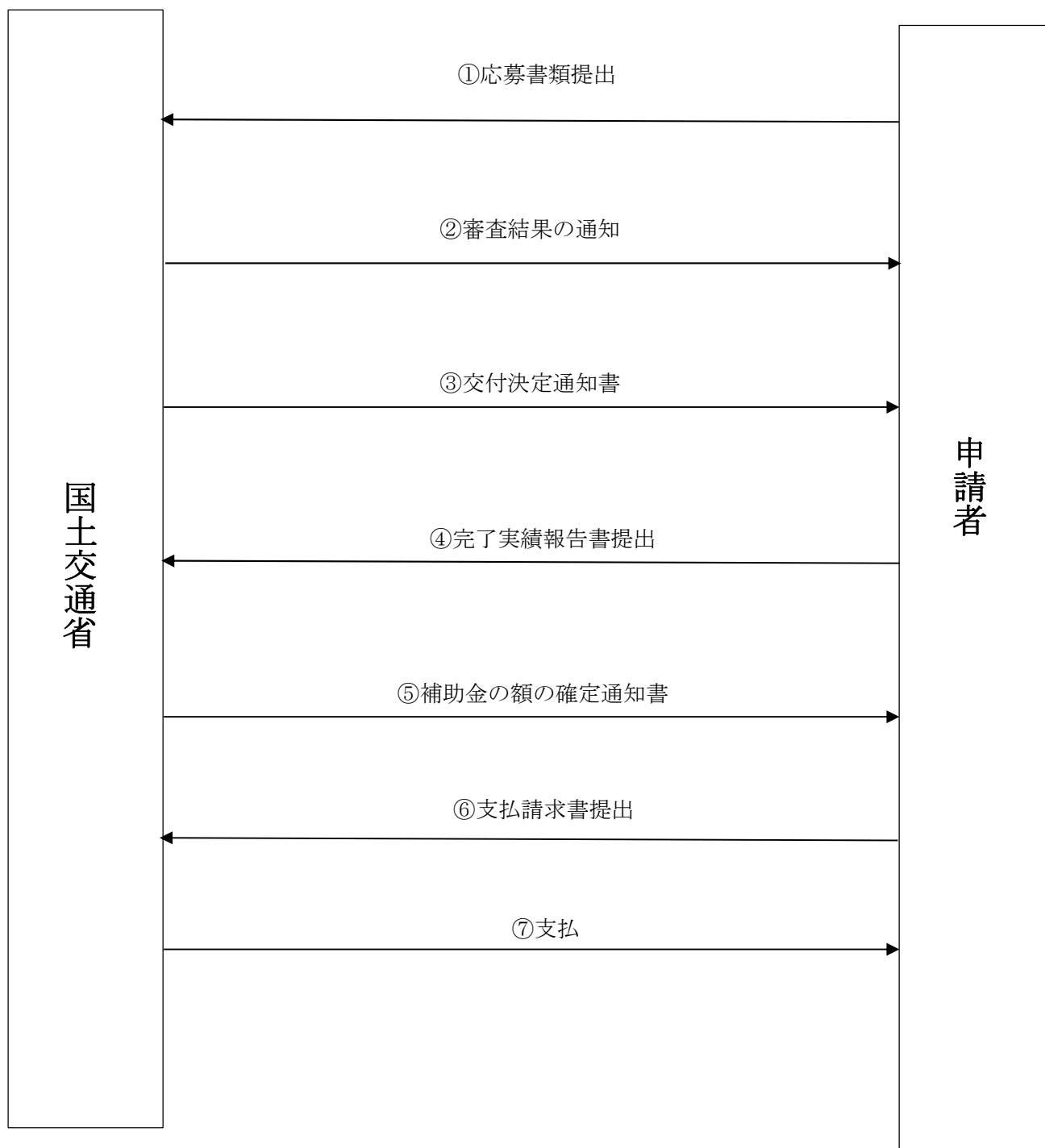
⑤補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料

- ・補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）
- ・見積条件が分かる仕様書、複数の事業者からの見積書及び見積比較表をご用意ください。
- ・やむを得ない事由により、複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。ただし、単に申請者の都合によるものは認められません。
- ・補助対象項目を複数実施する事業については、項目ごとに費用総額、補助対象経費、補助金額を記入してください。（交付要綱様式第1別紙）

⑥申請時チェックリスト

- ・HP掲載の様式により、各確認項目が充足されていることを確認の上、添付してください。

7. 事業のスキーム



8. 審査結果の通知

申請された事業について内容を精査の上、補助金等を交付する事業としての可否について、内定または不採択とすることを国土交通省より通知いたします。

なお、内定の審査結果通知は、申請された事業に対し補助金を交付することを確約するものではありませんので、内定の審査結果通知をもって事業に着手しないようご留意願います。

9. 交付決定

補助金の交付予定額等については、審査結果通知後に、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、申請時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。事情変更等により補助対象経費に変更が生じた場合は、交付要綱に従って申請の上、再度交付決定を受ける必要があります。

10. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日又は補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算となります。

- ・ 補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2カ月程度かかります。
- ・ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・ なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・ 完了実績報告書提出時には、完成図書、契約書、請求書や、領収書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

11. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理していただきます。取得財産については、事業完了後も一定期間において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。

(5) 補助金成果検査

本事業終了後、国土交通省は次に掲げるとおり補助金成果検査を行います。

- ① 報告書等の書類の審査を行います。
- ② 必要に応じて現地調査等により補助対象事業者等に報告を求めることがあります。
- ③ 検査職員等がその補助対象事業を実施した場所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することがあります。

また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

12. 反社会的勢力との関係が判明した場合

(1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- ①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、
⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、
⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑧も掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) ①～⑧に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他①～⑧に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
- ⑤その他①～④に準ずる行為

13. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、経費対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

①利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（イ）～（ハ）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （イ）補助事業者自身
- （ロ）100%同一の資本に属するグループ企業
- （ハ）補助事業者の関係会社（上記（ロ）を除く）

②利益等排除方法

（イ）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（ロ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利

益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(ハ) 補助事業者の関係会社(上記(ロ)を除く)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

(3) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています。)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「地方空港等受入環境整備事業費補助金(空港受入体制強化支援事業<人材確保・業務効率化の推進>)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しません。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)